

[事案 24-3] 更新保険料割引請求

・平成 24 年 12 月 14 日 和解成立

<事案の概要>

特約の更新に際し、保険期間変更を依頼したところ、誤った保険料を案内されたことから、正当な保険料との差額の補てんを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

本契約（定期付終身保険 65 歳払済契約）の特約更新に際し、特約の更新と 70 歳払済への変更（保険料払込期間及び保険期間の変更）を依頼したところ、募集人の保険料の説明が誤っていた（正当な保険料より安い保険料）ので、①説明された誤った保険料で更新及び期間変更後の保障内容の履行を求め（請求①）、②それが認められない場合には、正当な保険料との差額の補てんを求め（請求②）、③いずれも認められない場合には、本件対応への精神的苦痛を受けたとして慰謝料の支払いを求める（請求③）。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人に対してのみ特別な（誤っていた）保険料で保障内容を履行することは、生命保険契約の附合契約性、契約者間の公平性に反する。
- (2) 保険業法上、特別利益の提供となり、保険会社の禁止行為となる。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人の事情聴取の内容にもとづき審理した結果、申立人の各請求については下記のとおり判断するが、本件は、担当者の誤った説明に起因することは明らかであるので、和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 前提事実

- (1) 本契約は平成 3 年に契約され、平成 23 年 11 月の特約更新に先立って、その案内が送付され、案内には、現在の保障内容および保険料と、更新後の保障内容および更新後の保険料が記載されていた。
- (2) 申立人は、平成 23 年 10 月に、65 歳払済のままの更新（特約について、保険期間は 65 歳までの 6 年とする更新）を希望したが、その後、申立人が 70 歳までの特約延長も希望したことから、募集人は 70 歳払済とした場合の保険料が記載された「試算書」を提示して保険料の説明をした。なお、試算書には、注意事項として「作成日現在のご契約内容にて計算しています」と記載されていた。
- (3) 募集人は、11 月に特約が更新されることを考慮せずに 10 月現在の契約内容にもとづいて保険料を試算したことから、試算書の内容として誤りはないものの、募集人としては特約更新を踏まえた 70 歳払済の場合の保険料を提示すべきであったのに、それ

とは異なる試算書記載の保険料が、更新を踏まえた 70 歳払済に変更した場合の保険料であるとの誤った説明をしたことになる。

2. 請求①について

申立人は、10 月付け試算書で提示された保険料を支払うことで、提示された保障内容が保険会社から履行される合意が成立したとして、同保険料での保障の履行を求めているが、保険会社の募集人には、契約内容を変更する権限はなく、誤って提示した保険料額で更新および期間変更後の保障内容の履行を求めることができる契約が成立することはない。したがって、申立人の請求は認められない。

3. 請求②について

誤った説明があったとしても、そのことによる損害賠償責任を求めることは別として、保険会社が一部の契約者に特別の利益を提供することは、保険業法第 300 条により禁止されており、申立人の請求は認められない。

4. 請求③について

申立人は、保険会社の不法行為責任として慰謝料を請求するが、本件において、募集人の誤った説明に起因して、申立人が、保険会社との交渉や裁定審査会への申立など不快な思いをしたことは認められるが、これらの思いは、一般社会においては、未だ金銭をもって償うべき程度とまではいえず、不法行為責任を認めることはできない。